

(3) 体育施設等使用における厳守事項について

- ① 体育施設の使用については、毎月第3水曜日に翌月使用分の調整会議を行うので、希望団体は必ず出席すること。(但し、8月と2月は除く。)
- ② 「体育施設使用許可願」を事前に学務部に提出すること。
- ③ 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- ④ 使用時間を厳守すること。(8:30~21:00まで ただし、授業で使用する時間を除く)
- ⑤ 設備等を無断で移動、改修及び転貸しないこと。
- ⑥ 火災予防に万全を期すこと。
- ⑦ 施設、設備は常に整理・整頓し、使用後は必ず清掃し、消灯及び戸締りを行うこと。
- ⑧ その他係員の指示に従うこと。

(4) 体育施設・課外活動施設等が使用できない日について

下記日程は、体育施設・課外活動施設等は使用できません。

- ① 年末年始(毎年12月28日~1月4日)
- ② 大学入学共通テスト、本学前期・後期日程入試の日及びその前日である準備日
- ③ 各キャンパスの自家用電気工作物定期点検日(停電・断水となるため)
荒牧地区：毎年10月の第2土曜日
(予定、変更の場合もある)
昭和地区：毎年10月の土曜日のうち1回
(詳細日程は現在未定のため、その都度確認してください)
桐生地区：毎年9月の土曜日のうち1回
(詳細日程は現在未定のため、その都度確認してください)
- ④ その他、各種行事等
各種行事等により、本学の体育館・課外活動施設・運動場等が使用できない日は、予め構内掲示板に掲示されます。掲示をよく確認してください。